

浜松市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定書

浜松市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、浜松市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をするることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、法令に反しない範囲で連携して次の各号に掲げる事項について取組むものとする。

- （1）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （2）防災・災害対策に関すること。
- （3）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （4）観光振興に関すること。
- （5）地域福祉の増進等に関すること。
- （6）その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 甲及び乙は、本協定に関する窓口を相互に設置し、具体的な事業内容の協議・調整を進める。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店等を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（合意管轄）

第5条 本協定又は本協定に関連して生じた一切の紛争については、甲の所在地又は乙の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月14日

（甲）浜松市長

（乙）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

浜松支店長

鈴木康友

小松隆志